

生活保護法に基づく指定医療機関に対する行政処分について

東京都は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 51 条第 2 項第 1 号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、以下のとおり指定医療機関に対する行政処分を行いました。

1 医療機関名称及び所在地等

- (1) 医療機関名称 鈴木歯科医院
(2) 医療機関所在地 東京都世田谷区祖師谷一丁目 11 番 5 号
オフィスサトウ壱番館 201 号
(3) 開設者及び管理者名 鈴木 太加至
(4) 初回指定年月日 平成 26 年 7 月 1 日

2 行政処分の内容

法第 51 条第 2 項第 1 号の規定に基づく指定医療機関の指定の取消し

3 指定の取消し年月日

平成 30 年 9 月 6 日

4 指定取消しに至った経緯及び事由

鈴木歯科医院は、平成 30 年 7 月 20 日付けで健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の規定に基づき保険医療機関の指定を取り消された（※詳細は別紙参照）ことから、法第 49 条の 2 第 2 項第 1 号（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）に該当するに至った。

このことは、法第 51 条第 2 項第 1 号の規定に定める、指定医療機関の指定の取消事由に該当するため、指定の取消しを行った。

5 その他

法第 49 条の 2 第 4 項において準用する同条第 2 項第 4 号及び第 9 号（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、取消しの日から起算して 5 年を経過しない期間において、鈴木 太加至を開設者又は管理者とする医療機関に対しては、法第 49 条（中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定による指定医療機関の指定を行わない。

(問合せ先)
東京都福祉保健局生活福祉部保護課
野村・數藤
電話 03-5320-4075 (直通)
内線 32-510

(参考) 関係法令：生活保護法（昭和25年法律第144号）

(医療機関の指定)

第49条

厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第49条の2 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき

二～三 (略)

四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五～八 (略)

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 (略)

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 (略)

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二～十 (略)